

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第十六条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項（法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第二項及び第二十九条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の内閣府令で定める方法は、次に掲げる方法（以下「電磁的方法」という。）とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）</p> <p>第二十条 法第二条第一項において準用する信託業法第二十七条第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p>	<p>（情報通信の技術を利用する方法）</p> <p>第十六条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスク、シー・ディー・ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>（信託財産状況報告書の交付を要しない場合）</p> <p>第二十条 「同上」</p>

「一〇八 略」

九 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限り。をいう。第四十二条の三第四項において同じ。）に第十九条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

「十・十一 略」

2

「略」

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十一条の五 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第四項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第十二項（法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。））、第三十四条の四第三項及び第三十七条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 「略」

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに記載事項を記録

「一〇八 同上」

九 他の目的で作成された書類又は電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの（磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものに限り。をいう。第四十二条の三第四項において同じ。）に第十九条第一項各号に規定する事項が記載又は記録されている場合であつて、かつ、当該書類又は電磁的記録に記載又は記録された内容が書面又は電磁的方法により受益者に提供される場合

「十・十一 同上」

2

「同上」

（情報通信の技術を利用した提供）

第三十一条の五 「同上」

一 「同上」

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方

したものを交付する方法

〔2・3 略〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十一条の六の三 法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の二第十二項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の三第三項(法第二条の二において準用する金融商品取引法第三十四条の四第六項において準用する場合を含む。))以下この条において同じ。)に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 〔略〕

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 略〕

(信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等)

第四十二条の三 〔略〕

〔2・3 略〕

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、

法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

〔2・3 同上〕

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第三十一条の六の三 〔同上〕

一 〔同上〕

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

〔2・3 同上〕

(信託業務を営む金融機関に対する意見聴取等)

第四十二条の三 〔同上〕

〔2・3 同上〕

4 〔同上〕

<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>5 「略」</p> <p>当該業務規程等又は意見書が電磁的記録で作成されている場合には、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものをもつて行うことができる。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>
	<p>5 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p> <p>「同上」</p>